

国民健康保険とは

国民健康保険は、会社など職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していない人を対象に、病気やけがなどのときの経済的負担をお互いに助け合うという目的で、加入者の保険料などで運営されている医療保険制度です。

加入について

加入対象者

国民健康保険は、次に該当する人を除き、日本国内に住所を有するすべての人が加入しなければなりません。原則として、居住している市区町村で加入します。(外国籍の人は、入国当初の在留期間が1年以上あり、外国人登録をしている人。)

1. 職場の健康保険、船員保険、各種共済組合などや、長寿(後期高齢者)医療制度の保険加入者とその被扶養者
2. 生活保護を受けている人

届出場所

市民課(市役所本庁1階)
小笠総合サービス課(小笠支所2階)

届出事項

国民健康保険の加入(ほかの健康保険をやめたときなど)、脱退(ほかの健康保険に加入したときなど)、変更(退職者医療に該当したときなど)の場合は、14日以内に届出をしてください。

	こんなとき	必要なもの
加入	菊川市に入転したとき	印章・転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印章・職場の健康保険をやめた脱退証明書
	子供が生まれたとき	印章・保険証
	生活保護を受けなくなったとき	印章・生活保護廃止決定通知書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印章・脱退証明書
脱退	外国籍の人が入るとき	印章・外国人登録証明書・パスポート
	菊川市から転出するとき	印章・保険証
	職場の健康保険に加入したとき	印章・保険証、加入証明書
	死亡したとき	印章・保険証
	生活保護が開始されたとき	印章・保険証、生活保護決定通知書
その他	職場の健康保険の被扶養者になったとき	印章・保険証、加入証明書(加入年月日がわかるもの)
	退職者医療制度の対象になったとき	印章・保険証、年金証書
	住所、世帯主、氏名等が変わったとき	印章・保険証
	保険証をなくしたとき	印章・身分を証明するもの
	就学のため、子供が他の市町村に住むとき	印章・保険証、在学証明書

所谓国民健康保険

国民健康保険は以て加入したくない人(会社など職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人)を対象に、在生病及受傷時帮助减轻经济负担为目的、以加入者の保険金而运营の医疗保险制度。

关于加入

加入対象者

国民健康保険除了符合以下规定者以外，在日本国内有住所者必须全部加入。原则上是在居住的市区町村办理手续。(外国国籍者从入国日开始，在留期限有1年以上并办理了外国人登录手续者。)

1. 加入工作单位的健康保险，船员保险，各种互助会等及长寿(后期高龄)医疗制度者以及被扶养者
2. 接受生活保护者

申请地点

市民課(市役所总庁1楼)
小笠综合服务課(小笠支所2楼)

申请事项

加入国民健康保険(中止其他健康保険等)、退出(加入其他健康保険等)、变更(符合退職者医疗条件等)时，请在14天以内进行申请。

	这种情况时	必要物品
加入	迁入菊川市时	印章・迁出证明书
	中止工作单位的健康保险时	印章・退出工作单位健康保险时的证明书
	孩子出生时	印章・保险证
	不接受生活保护时	印章・废除生活保护决定通知书
	不属于工作单位健康保险的被扶养者时	印章・退出证明书
退出	外国国籍者加入时	印章・外国人登录证明书・护照
	迁出菊川市时	印章・保险证
	加入工作单位的健康保险时	印章・保险证，加入证明书
	死亡时	印章・保险证
	开始接受生活保护时	印章・保险证，生活保护决定通知书
其他	属于被扶养者而加入工作单位的健康保险时	印章・保险证，加入证明书(记载加入年月的物品)
	作为退職者医疗制度对象时	印章・保险证，年金证书
	变更地址、户主、姓名时	印章・保险证
	丢失保险证时	印章・能证明身分的物品
	子女就学时迁往其他市町村居住时	印章・保险证，在学证明书

■保険税について

保険税の額は世帯ごとに計算され、納税義務者は世帯主です。必ず期限内に納付してください。

▼納付の方法

納付通知書で菊川市指定金融機関へ納付する（納付期限は原則として毎月末）方法と、毎月自動的に指定の口座から納付する口座振替の方法があります。保険税の納付は便利な口座振替をお勧めします。

■受けられる給付

▼申請場所 市民課（市役所本庁1階）
小笠総合サービス課（小笠支所2階）

▼各種の給付内容

- 療養費
保険証を提示できなかった場合の払い戻しなど
- 高額療養費
自己負担限度額を超えた場合に支給
- 出産育児一時金
被保険者が出産したときに39万円
※産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産は3万円を加算。
- 葬祭費
被保険者が亡くなったときに5万円
- 移送費
やむを得ず救急車が使えなかった場合など

持ち物

療養費	治療費の領収書・医師の意見書（補装具のみ）・保険証・印鑑（世帯主姓）・通帳（世帯主名義）
高額療養費	治療費の領収書・保険証・印鑑（世帯主姓）・通帳（世帯主名義）
出産育児一時金	印鑑（世帯主姓）・通帳（世帯主名義）・領収書※出生届時に申請書をお渡しします。
葬祭費	保険証・印鑑（喪主のもの）・通帳（喪主名義）
移送費	移送費の領収書・医師の意見書・保険証・印鑑（世帯主姓）・通帳（世帯主名義）

■关于保险税

保险税的金额根据每个家庭所计算，户主是纳税义务者。必须在期限内缴纳。

▼缴纳方法

持缴纳通知书在金融机构缴纳（缴纳期限原则上是每月月底）的方法及每月自动从指定帐户自动转帐的缴纳方法。建议您用方便的自动转帐方法缴纳保险金。

■可以受理的发放

▼申请地点 市民课（市役所总厅1楼）
小笠综合服务课（小笠支所2楼）

▼各种发放内容

- 疗养费
没有提示保险证时等的退还
- 高额疗养费
超过自我负担限度额时的发放
- 分娩育儿一时金
被保险者分娩时39万日元
※在加入产科医疗补偿制度的分娩机关分娩时加3万日元。
- 殡葬费
被保险者死亡时5万日元
- 移送费
在毫无办法的情况下没有叫救护车等时

携带物品

疗养费	治疗费的收据・医师意见书（仅限于辅助装具）・保险证・印章（户主姓名）・存折（户主名义）
高额疗养费	治疗费的收据・保险证・印章（户主姓名）・存折（户主名义）
出産育児一時金	印章（户主姓名）・存折（户主名义）・收据 ※出生申报时交发申请书。
葬祭费	保险证・印章（丧主姓名）・存折（丧主名义）
移送费	移送费收据・医师意见书・保险证・印章（户主姓名）・存折（户主名义）